

議案第 9 6 号

山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日 提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例

山陽小野田市児童クラブ条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 1 2 号）の  
一部を次のように改正する。

第 3 条中「1 年生から 3 年生までの」を削り、「の就労等により家庭内で保  
育に欠けるものを保育する」を「が就労等により昼間家庭にいないものに適切  
な遊び及び生活の場を与える」に改める。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育  
等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
法律の整備等に関する法律（平成 2 4 年法律第 6 7 号）の施行の日から施行す  
る。

山陽小野田市児童クラブ条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第3条 児童クラブは、市長が特に認める場合を除き、市内の小学校に在学する児童で、保護者が就労等により昼間家庭に<u>いないものに適切な遊び及び生活の場を与えるものとする。</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 児童クラブは、市長が特に認める場合を除き、市内の小学校に在学する<u>1年生から3年生までの児童で、保護者の就労等により家庭内で保育に欠けるものを保育するものとする。</u></p>